

第一九回

参第一号

学校給食法（案）

（目的）

第一条 この法律は、学校給食の制度を確立し、且つ、その充実を図ることによつて、生徒、児童又は幼児の心身の健全な発育に寄与し、あわせて国民の食生活の改善に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「学校給食」とは、小学校、中学校、夜間において授業を行う課程（以下「夜間課程」という。）を置く高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「学校」という。）において、学校教育の一環として、授業日の昼食時（夜間課程を置く高等学校にあつては、夕食時）に、当該学校の生徒（夜間課程を置く高等学校にあつては、夜間課程において行う教育を受ける生徒に限る。以下同じ。）、児童又は幼児及び職員に対して行う給食をいう。

（学校給食の実施義務）

第三条 学校においては、学校給食を行わなければならない。

（学校給食の基準）

第四条 学校給食においては、主食は小麦粉を主たる原料として製造したパン類とし、副食は乾燥脱脂ミルク（以下「ミルク」という。）及びその他の食品とし、且つ、これらのものは、文部大臣の定める基準に適合する栄養成分を含有するものでなければならない。

（都道府県に対する小麦粉等の譲与）

第五条 国は、学校給食の実施に必要な数量の小麦粉及びミルクを都道府県に譲与するものとする。

2 政府は、食糧管理特別会計の負担において買入れた小麦に加工した小麦粉又は同会計の負担において買入れた小麦粉及び同会計の負担において買入れたミルクをもつて前項の規定による譲与を行うものとする。

3 前二項の規定による譲与は、当該小麦粉及びミルクを、農林大臣の指定する地において、都道府県の教育委員会に引き渡すことによつて行うものとする。

（学校の設置者に対する小麦粉等の譲与及び経費の負担）

第六条 都道府県は、前条の規定により譲与を受けた小麦粉及びミルクを、都道府県内の学校における学校給食の用に供するため、当該学校に引き渡すことによつて、当該学校の設置者に譲与しなければならない。但し、同条第三項の規定により引渡を受けた時以後における当該小麦粉及びミルクの輸送、貯蔵等に要した経費は、当該学校の設置者に負担させることができる。

（小麦粉等の利用）

第七条 学校においては、前条の規定により譲与を受けた小麦粉及びミルクを無償で学校給食の用に供しなければならない。

(施設設備及び栄養士等)

第八条 学校の設置者は、文部大臣の定める基準に従い、その設置する学校における学校給食の実施に必要な施設設備を整備しなければならない。

2 学校には、栄養士及び必要な員数の学校給食の調理に従事する職員を置かなければならない。

(国の補助)

第九条 国は、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、公立又は私立の学校の設置者に対し、左の各号に掲げる経費の二分の一以内を補助することができる。

一 前条第一項の規定による施設設備の整備に要する経費

二 前条第二項に規定する栄養士及び学校給食の調理に従事する職員の給与に要する経費

2 前項の規定により国が私立学校の設置者に対し補助金を交付する場合においては、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第五十九条第一項から第六項までの規定を準用する。この場合において、学校法人以外の私立の学校の設置者に関しては、これらの規定中「学校法人」とあるのは「学校の設置者」と読み替えるものとする。

3 文部大臣は、私立の学校の設置者で第一項の規定により補助金の交付を受けたものが左の各号の一に該当したときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をせず、又はすでに交付した当該年度の補助金を返還させるものとする。

一 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したとき。

二 補助金交付の条件に違反したとき。

三 虚偽の方法によつて補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(学校給食費の徴収)

第十条 学校においては、学校給食を実施するために要する経費(前条第一項各号に掲げる経費を除く。)で政令で定めるものを学校給食費として徴収することができる。

(扶助)

第十一条 国は、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、経済的理由により前条の学校給食費を納付することが困難な者に対し、その納付すべき金額の全部又は一部に相当する金額の扶助金を支給することができる。

(物資の購入のあつ旋)

第十二条 政府及び地方公共団体の機関は、学校給食において低廉且つ良質な食品、燃料その他の物資を利用することができるように、その購入のあつ旋に努めなければならない。

(報告の徴取及び監督)

第十三条 農林大臣は都道府県の教育委員会から、都道府県の教育委員会は学校の設置者

から、学校給食の用に供するために国が譲与した小麦粉又はミルクに関し、その輸送又は引渡その他必要な事項について報告を徴取することができる。

- 2 文部大臣若しくは農林大臣又は都道府県の教育委員会は、必要があると認めるときは、当該職員をして、学校給食の用に供するために国が譲与した小麦粉若しくはミルクの管理若しくは利用について、当該管理若しくは利用を行う者に対し書類、帳簿等の閲覧を求め、又は当該小麦粉若しくはミルクを保管し、若しくは取り扱う場所に立ち入つて当該小麦粉若しくはミルクについて必要な検査をさせることができる。
- 3 農林大臣は、前二項の規定による権限の行使については、文部大臣と協議しなければならない。
- 4 第二項の場合においては、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があつたときは、これを呈示しをしなければならない。
- 5 前項の身分を示す証票について必要な事項は、文部省令・農林省令で定める。

(命令への委任)

第十四条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に関し必要な事項は、命令で定める。

附 則

- 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。
- 2 この法律施行の際、現に学校給食を行つていない学校については、当分の間、第三条の規定は通用しない。但し、この法律施行後新たに学校給食を行うこととなつた学校については、この限りでない。
- 3 この法律施行の際現に第四条に規定する基準に適合しない学校給食を行つている学校又は前項に規定する学校でこの法律施行後新たに同条に規定する基準に適合しない学校給食を行うこととなつたものについては、当分の間、その現に行つている又は新たに行うこととなつた学校給食の程度を低下させない限り、同条の規定にかかわらず、この法律の規定により学校給食を行つているものとみなす。
- 4 学校給食を行う学校でこれに配置する栄養士を得ることができないものについては、当分の間、第八条第二項の規定にかかわらず、栄養士を置かないことができる。
- 5 食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「食糧及」を「食糧、」に改め、「農産物等（以下農産物等ト謂フ）」の下に「及学校給食法（昭和二十九年法律第 号）ニ依リ政府力譲与スル乾燥脱脂ミルク（以下ミルクト謂フ）」を、「売渡」の下に「、譲与」を加える。

第二条、第三条及び第四条ノ三中「及農産物等」を「、農産物等及ミルク」に改める。

第六条第一項中「及農産物等」を「、農産物等及ミルク」に、「売渡交換」を「売渡譲与交換」に改める。

第六条第二項中「及農産物検査法ノ規定ニ依ル農産物ノ検査経費」を「、農産物検査法ノ規定ニ依ル農産物ノ検査経費並学校給食法ノ規定ニ依ル小麦粉及ミルクノ譲与ニ因

り生ズル損失ノ補填金」に改める。

第六条ノ五中「及農産物等」を「、農産物等及ミルク」に改める。

附則第六項中「及農産物等」を「、農産物等及ミルク」に改め、「農産物等、」の下に「ミルク、」を加える。

- 6 教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「学校保健」の下に「、学校給食」を加える。

第四十九条中第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 学校給食法（昭和二十九年法律第 号）に規定する学校給食の実施に関すること。

第五十条中第五号を次のように改める。

五 都道府県内の国立、公立及び私立の小学校、中学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校における学校給食法に規定する学校給食に関する企画並びに学校給食のための物資の管理及び利用に関すること。

- 7 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中第五号を次のように改める。

五 学校給食に関し、その実施の基準を設定し、指導、助言及び援助を与え、並びに政府が譲与する小麦粉及び乾燥脱脂ミルクの管理及び利用について監督すること。

- 8 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中第四十七号の三の次に次の一号を加える。

四十七の四 学校給食法（昭和二十九年法律第 号）に基き小麦粉の譲与並びに乾燥脱脂ミルクの買入、保管及び譲与を行うこと。

第四十九条に次の一号を加える。

四 学校給食用小麦粉の譲与及び学校給食用乾燥脱脂ミルクの保管を行うこと。

第五十条に次の一号を加える。

六 学校給食用乾燥脱脂ミルクの買入及び譲与を行うこと。

理 由

学校給食が生徒、児童等の心身の健全な発達に資するものであり、且つ、国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の制度を確立しその実施に関し必要な事項を定めるとともに、国が学校給食用小麦粉及び乾燥脱脂ミルクを譲与する等の助成の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。